

令和4年11月16日

令和4年第11回

# 農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会



議案第46号 農地利用の最適化の取組を強化するための意見(案)について

報告事項

- 1 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、17番 清弘進委員 と 1番 小林増次委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は、881㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 11 番

追加説明をいたします。申請地は川西供用会館から西へ1kmの場所に位置している農地です。譲受人は、子供夫婦と協力し、親族で農業を継続し、これまでに受贈した周りの農地と一体的に利用し、農業所得の増収を図りたいとのことです。現在、申請地にはイチジク、ジャム用ブルーベリー、リンゴ、柿などの果樹が植えてあります。譲り渡し後も引き続き果樹を中心に耕作するという事です。

11月7日、調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区及び玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに、田及び畑。面積は、151㎡ほか、6筆で、合計6,222㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、阿品担当の黒崎委員、玖珂担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

それでは追加説明をいたします。申請地は藤河出張所から西へ約2.7kmの場所に位置している農地です。譲渡人は仕事柄、耕作時間の確保が難しいため農地を手放したいと考え、近くに居住する譲受人へ譲り渡すこととしたものです。譲受人はこの度新たに農地を取得して栗、柿、梅、すだち等の木を植え、果樹地として利用するつもりです。

また隣接農地、写真の  ですね、真ん中の両隣が田なのですが、隣接農地に日照等で影響を与えそうな範囲には、かぼちゃ、こんにゃく等を作付けする予定とのことです。譲受人は岩国市内に田を所有しており、この度の3条申請により取得するすべての農地と合わせて下限面積が要件を満たすこととなります。

11月1日に調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

第 14 番

それでは玖珂側について補足説明をいたします。申請地は玖珂支所より南へ約1.6kmのところにある農地です。譲受人の理由は譲渡人の要望により譲り受けて、今後親子3人で栗、柿、梅、すだち等の果樹を作り管理していくとのことです。今のところ販売の予定はないようです。譲渡人3名は高齢であったり、耕作する者がいないなどの理由で譲り渡すことにしたということです。農地は5枚あり、そのうち2枚は利用権の設定により水稲が作られておりましたが、この度合意解約されました。その他の3枚は休耕されておりました。

11月1日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、879㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

それでは追加説明いたします。申請地は美和総合支所から西南西に約0.3km、県道岩国佐伯線に位置する農地、地目は田です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており現在利用権設定により譲受人に耕作を依頼しております。今後農地を維持することが困難と考え、譲受人に相談したところ話がまとまったということです。譲受人は、申請地周辺の農地を耕作中であり、営農状況は良好です。

11月7日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、どの項目も問題になる項目はなく許可相当と思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、240㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は美和総合支所から東南東に約1.8km、市道渋前8号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠

方に居住しており農地を適正に維持することが困難であるため、申請地の隣の畑の所有者である譲受人に相談したところ話がまとまったとのこと。譲受人は申請地の隣の自己所有農地を耕作中であり、経営状況は良好です。

10月24日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田及び畑、現況、田。面積は、1,099㎡ほか、2筆で、合計1,960㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東に約2km、県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は田です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており農地を適正に維持することが困難であるため、申請地の隣の田の所有者である譲受人に相談したところ話がまとまったとのこと。譲受人は申請地の隣の自己所有農地を耕作中であり経営状況は良好です。

10月24日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、379㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

申請地は美和総合支所から北に約 0.7km、市道生見 32 号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており農地を適正に維持することが困難であるため、親戚にあたる譲受人に相談したところ話がまとまったとのこと。譲受人は申請地にある粟やタケノコの収穫を予定しております。また自己所有農地を耕作中であり、経営状況は良好です。

11 月 7 日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

続いて、「議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,278 m<sup>2</sup>のうち、265 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場及び農業用倉庫の設置です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 11 番

それでは追加説明をします。申請地は平田出張所より上に 700m 上がった農地です。申請人は自宅に普通自動車の駐車場がないため、自宅に隣接する農地の一部を駐車場と農業用機械倉庫を建てたいとのこと。申請地には農地転用の妨げとなる賃借権、地上権その他の収益を有する権利は設定されていません。また排水路も整備されています。

11 月 7 日に事務局とともに調査項目に従い現地調査を行いました。4 条

許可は適当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、241㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場及び回転場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

それでは追加説明をいたします。申請地は藤河出張所から西へ約2.7kmの場所に位置している農地です。譲渡人は仕事柄、耕作時間の確保が難しいことから農地を手放したいと考え、譲受人へ譲り渡すこととしたものです。譲受人は、この度新たに農地を取得して貸駐車場として利用するつもりです。貸駐車場の借受人は、申請地の北側に約40mに居住する者が2台分と、先の3条許可申請で譲渡人から農地を取得する予定の譲受人の会社役員が1台分ということです。

11月1日に調査項目に従い現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。また貸駐車場借受申込書の添付もあり周辺農地への影響もなく5条許可が適当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、381㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地につきましては、由宇総合支所より東へ約400mの位置に所在をする農振地域外の第3種農地です。譲渡人は高齢のため農業は行っておらず、当該申請地を持って余していたところ譲受人から転用の申し出を受け売却をすることといたしました。譲受人は自己用住宅の建築の契約をしており適地を探していたところ、譲渡人から用地売買の了解が得られたため所有権移転による転用申請に至ったものです。

10月31日に事務局職員と現地調査を行いました。資金計画、事業計画、及び被害防除計画等も確認を行いました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、401㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、店舗用駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。本申請地につきましては、由宇総合支所から南へ約6kmの場所に位置する農振地域内の農用地域外の第2種農地です。国道188号線沿いにある農地であります。譲渡人は高齢で遠方に居住してい

ることから農地の維持管理が困難となり、当該申請地を持て余していたところ、譲受人から転用の申し出を受け売却をすることとしたものです。譲受人は美容院の経営を主たる業務としておりましたが、この度ドッグラン付きカフェテリアの運営を計画し適地を探していたところ、譲渡人から用地売買の了解が得られたため所有権移転による転用申請に至ったものです。

10月31日に事務局支所職員とともに現地調査を行いました。資金計画、事業計画、及び被害防除計画等も確認を行いました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、396㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

追加説明は、担当の常藤委員が欠席ですので、事務局担当者の金子主任がいたします。

事 務 局

常藤委員より説明文を預かっておりますので、代わりに説明させていただきます。

申請地は周東総合支所より南西に約2km、XXXXXXXXXXの正門前に位置してあります。申請人はお孫さんが現住居では手狭なため、お孫さんの婿殿に貸付することを決めたようです。

今月の4日、事務局担当者と現地調査を行いました。小学校が移転するとき以前なかった道路の排水溝が設置され、雨水、家の排水ともこの排水溝に処理され問題ないようです。提出書類も調査項目によって調査いたしました。何の問題もなく許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議お願ひいたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番、6番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は、367㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は、106㎡ほか1筆、合計366㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より南西約700mに位置する農地で、ご確認のとおり隣り合った2件となりますので併せてご説明いたします。譲渡人は、譲受人双方からの転用の申し出を受け、当該地を譲り渡すこととしたものです。

まずはじめに、地番■■番■■、■■の譲受人は現在借家に居住しておりますが、手狭なため家屋の建築を希望しました。

次に地番■■番■■の譲受人も同様に公営住宅に居住しておりますが、手狭になったため家屋の建築を希望したものです。

申請地が現在水路を挟んで公道より下にありますが、ボックスカルバートで水路を加工し、公道と同じ高さにするため進入路にも問題はなく、道路加工申請もすでに岩国市に出されております。なお■■番■■の申請地には、令和2年10月9日付で■■■■より事業計画書が提出されて、携帯基地局の電柱が建てられていますが、同社より撤去についての通知があり、撤去後造成工事に着手する計画となっております。

11月4日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書のいずれも確認いたしましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当かと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5・6番を許可することとし、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、924㎡ほか、3筆で、合計4,638㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電システムの設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。申請地は周東総合支所から南西に1.1kmに位置しています。現在は休耕地になっております。譲受人は岩国市をはじめ東部地域に太陽光発電を展開する会社で、この度日当たりが良く、高い建造物のない適地を探し申請地にたどり着いたということです。譲渡人はこの議案書の上位3名の3筆は、高齢となり管理、耕作ができず、下位1筆の1名の方は相続により入手したものの、遠方に居住し申請地付近で耕作してくれるあてもなく、譲受人の要望に応えたものです。申請地の整地はあるものの造成、建造物もなく雨水は自然流下で農業用排水路へ流す計画です。

11月1日に事務局支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。パネル数は1200枚です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとしますが、3,000㎡を超える案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

続いて、「議案第44号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、休耕地。面積は、18㎡です。申請人は記載のとおり。

変更の区分は、事業目的の変更及び工事期間の延長です。承認後、一週間以内に、一体利用地3筆を含めた計画所要面積812.57㎡を、作業員駐車場及び肥土置き場として整備するものです。なお申請地は整地までは完了しております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは説明をいたします。この場所は南河内出張所より西に、玖珂方面に約3kmのところにあります。この案件は平成27年1月14日に一度提出をされております。そのときは、この場所に店舗建設でしたが、店舗を経営する企業の撤退で建設ができなくなり現在に至っております。撤退の理由書も提出されております。今回事業計画の変更承認申請書の提出で作業委員の駐車場として、そして肥土があると思いますが、それがその場に置いて変更が出されております。事業計画書と被害防除計画書が提出されております。なお現在は草が茂っており、肥土もあると思いますが、現在のまま駐車場として使用されます。私は、許可相当と思われま。

11月1日に現地調査に行っております。以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を承認することとして、山口県知事に進達することを決定します。

続いて、「議案第45号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、畑および田、現況、畑。面積は、566㎡のうち504㎡ほか、1筆で、合計604㎡です。届出人は記載のとおり。

相続人は、被相続人の同居している子で、農業従事の実績があります。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 11 番

追加説明いたします。最初の地番 ■■■ 番 ■■ の申請地は、川西供用会館から西へ500mの場所に位置している農地です。一般的な野菜を植え農耕を行っておられました。地番 ■■■ 番 ■■ の申請地は川西供用会館から20m東にある農地で、そばに水路があり水害もあるとのこととで果樹が植えてありました。

11月7日に事務局とともに現地調査を行いました。どちらも問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

続いて、「議案第46号 農地利用の最適化の取組を強化するための意見(案)について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1枚紙のほうになりますが、「農地利用の最適化の取組を強化するための意見(案)」については前回の総会、10月の総会で説明しました。その後、特にご意見等ありませんでしたので、原案のとおりになっております。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、「農地利用の最適化の取組を強化するための意見」を山口県農業会議に提出することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、10㎡ほか1筆、合計211㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設の設置です。農地区分は、第3種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 岩国地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑及び休耕地。面積は、209㎡ほか1筆、合計354㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 岩国地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,270㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、双方合意です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議長 報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 由宇地区  
報告年月日は、令和4年10月19日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上、1件の届出がありました。

議長 報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局 この通知は、農地中間管理機構から貸し付ける相手方が決定され、県において配分計画が認可されたとの通知があったことから、報告するものです。

1番 本郷地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。現況地目は、田。面積は、895㎡ほか、3筆で、合計3,523㎡です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。権利の種類は、使用貸借権の設定です。契約期間は、10年6か月間で、作物は水

稲です。

ほか6件、合計7件の通知がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

・ 4月1日公告分の利用権設定について

議 長

次回定例総会は、12月2日(金)午後1時30分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しています。

また、本日の農地巡回調査ですが、周東地区で私(梅川)と片山職務代理および周東地区の担当の林委員とで行います。「総合センター日向」に、午後2時集合としますので、よろしくお願ひします。

なお、本日はこの後、こちらで引き続き、山口県農業会議による研修会を開催します。準備のためしばらくお時間をいただき、10時20分開始予定です。

これで総会は、終了します。

#### 次回総会について

令和4年12月2日 金曜日 午後1時30分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前10時16分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川 仁樹

署名委員

清 弘 達

署名委員

小 林 増次